

離婚に関わる相談事例より

＜事例①＞ 養育費に関わる相談

私は離婚することになり、夫は子供の養育費を支払う約束をしました。夫はいい加減な性格なので、養育費をちゃんと支払ってくれるか不安です。どうしたらよいでしょうか。

【解説】

養育費を支払ってもらえない場合に執りうる手段を簡単に整理しておきます。

| 離婚条件を記載したもの         | 履行勧告 | 強制執行 |
|---------------------|------|------|
| 普通の書面               | ×    | ×    |
| 公正証書（強制執行認諾文言なし）    | ×    | ×    |
| 公正証書（強制執行認諾文言あり）    | ×    | ○    |
| 調停調書、審判書、和解調書、判決書など | ○    | ○    |

(1) 離婚後、養育費が支払われない場合、まず電話、メール、書面（内容証明郵便等）で催促します。それでも支払われない場合に執れる手段は、上記のように離婚条件を記載したものによって異なります。

- ・履行勧告：裁判所が相手方に対し、相手方に取決めを守るように説得したり、勧告したりする制度。強制力はありません。履行勧告は、家庭裁判所の調停、裁判で離婚した場合に限られます。
- ・強制執行：相手方の財産（預貯金、給料等）を差し押さえて、相手方に対する請求権を、裁判所が強制的に実現する手続き。離婚条件が記載されている公正証書に「強制執行認諾文言」がある場合、調停、裁判で離婚した場合に執ることができます。

(2) 離婚条件を公正証書にしておくことは知られていますが、強制執行をするためには以下のような「強制執行認諾文言」が必要です（法務省ホームページより引用）。

第●条（強制執行認諾）

甲は、第○条の債務の履行を遅滞したときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

(3) 強制執行（債権差押）について

ア 財産調査

銀行口座や相手方の勤務先から支払われる給料など、相手方の財産が明確でなければ強制執行はできません。相手方の財産が不明の場合、財産調査には以下の手段があります。

- ・財産開示手続（裁判所の手続）
- ・第三者からの情報取得手続（裁判所の手続）  
※ただし勤務先の照会は、養育費請求の場合のみ
- ・弁護士に依頼して弁護士会照会

イ 養育費未払いのケースで、給料に対して強制執行をする場合は、未払い分と併せて、将来分の養育費も強制執行の申立てができます。ただし、支払期限後に支払われる給料からの取立となります。



### ＜事例②＞面会交流に関わる相談

私は数年前に離婚し、子供は元妻が引き取りました。離婚するとき、子供と月1回面会することを約束しましたが、ここ1年ほど元妻が面会に応じてくれません。どうすればよいのでしょうか。面会させてくれないのだから、養育費を支払いたくありませんが、支払を止めてもいいのでしょうか。

#### 【解説】

##### (1) 面会交流と養育費との関係

面会の有無にかかわらず、養育費は支払い続ける義務があります。支払を止めると調停調書などの債務名義に基づき、自分の銀行口座や給料に強制執行される恐れがあります（事例①参照）。

##### (2) 面会交流の強制執行

事例①で説明したように、離婚の条件が調停調書などに記載されていた場合、面会交流の強制執行ができることもあります。ただし面会交流の強制執行の種類は間接強制に限ります。間接強制とは、債務を履行しない義務者に対し、一定の期間内に履行しなければ間接強制金を課すことを警告（決定）することで義務者に心理的圧迫を加え、自発的な面会を促すものです。

強制執行を行うためには、調停調書などに面会の条件（日時、頻度、面会交流の長さ（時間）、子の引渡しの方法）が具体的に記載されていなければなりません（最高裁平成25年3月28日決定）。

### ＜事例③＞年金分割に関わる相談

私は夫と離婚するつもりですが、結婚以来専業主婦でしたので財産分与と私が入っている国民年金だけでは老後が不安です。夫は会社員です。

#### 【解説】

##### (1) 年金分割制度

離婚した場合、2人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。

具体的には、婚姻期間中の厚生年金保険被保険者期間に応じて、厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を分割します。分割の方法には次の2つがあります。

##### ① 3号分割制度

婚姻期間中に国民年金の3号被保険者の期間のある人が請求することで、相手方の厚生年金記録（ただし平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間中の記録に限られます）の2分の1の分割を受けられる制度。当事者間の合意は不要です。

##### ② 合意分割制度

婚姻期間中における厚生年金記録を当事者間で分割する制度であり、分割割合は双方の合意や裁判手続きで決めます。ただし分割の手続きのために、当事者が署名・押印した合意書、公正証書、調停・審判の謄本等の資料が必要になります。

##### (2) 年金分割の注意点

- ・相手に厚生年金加入期間がない場合（自営業者、フリーランス等）は請求できません。
- ・離婚翌日から2年を超えると原則請求できません。
- ・分割を受ける本人が年金の受給資格期間を満たしていない場合は分割による年金を受給できません。

2024年4月

法務部会 和久田 玲子(弁護士)

「困ったときはSOS」。ご相談を心よりお待ちしております。

